非 FIT 非化石認定 FAQ

2026.3.4

目次

制度関連 2

事業者登録 6

電源登録、変更 9

電力量認定申請（通常） 15

電力量認定申請（バイオマス） 26

非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト 33

JEPX（非化石価値取引） 34

No.	分類	タイトル	質問内容	回答	
制度関連					
1.	制度関連	CO2 排出係数	非 FIT 非化石証書として認定された電力量の場合、CO2 排出係数はいくら（〇t-CO2/kWh）になるのでしょうか。 また、電力量認定申請を行わなかった場合、CO2 排出係数の扱いはどうなりますか。	CO2 排出係数に関しては、「第 16 回 温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会」の「資料 2　現行の係数算出方法における課題と対応」の資料で整理されておりますので、そちらをご参照ください。不明点は、「温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会事務局」にお尋ねください。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ontaiho_haisyutsu/016.html	
2.	制度関連	FIT 期間中の変更申請	設備変更の場合，FIT は変更認定申請，卒 FIT は事前変更届出申請となりますが，卒 FIT してから蓄電池を設置するなどの設備変更を，FIT 期間中に行なう場合にも，事前変更届出として申請は可能でしょうか。	FIT 期間中の手続きにつきましては、お手数ですが、FIT 制度の担当窓口にご確認いただきますようお願いいたします。	
3.	制度関連	RE100 への活用	非化石証書の RE100 への活用について教えてください。	非化石証書の RE100 への活用については、「第 35 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会」の「資料 3-1 高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定について」の資料で整理されておりますので、そちらをご参照ください。 （https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/035_03_01.pdf）	
4.	制度関連	小売・発電が同一会社の場合	小売と発電が同一会社の場合、どのような認定・取引スキームになるのでしょうか。	電気事業法上の発電事業者と小売電気事業者が同一会社の場合には、当該会社が保有する設備において、非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料の内容に従い申請対象者より申請をいただき、その後、小売電気事業者に該当する小売部門に移転したい場合は、申請者である発電部門の方が JEPX の非化石価値取引システムにて移転手続きを行ってください。 また、市場取引で発電事業者が非化石証書を販売することも可能です。	2025/4/7 修正

5.	制度関連	自家消費	「FIT 電気でない所内電力」について、非 FIT 非化石証書を発行することは可能か。できないのであれば、理由を教えていただきたい。	非 FIT 非化石証書は系統に流れた電気のみが対象となるため、自家消費分は認定対象外となります。 ■非化石価値取引市場について <https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/saisei_kano/pdf/010_03_01.pdf>	
6.	制度関連	自己託送	自己託送は非化石証書発行の対象になりますか。	現在の資源エネルギー庁の整理では、自己託送は、電気事業法上の電気事業（小売供給）でないため、非化石証書を発行することはできません。 また、小売供給されていない電気に対して、非化石証書を活用することも出来ません。 <https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/062_05_00.pdf#page=24>	
7.	制度関連	需要家との直接取引	発電事業者（又は特定卸供給事業者）と需要家間の非 FIT 非化石証書の直接取引においては、双方が JEPX 非化石価値取引会員となり証書の口座を開設する必要がある認識ですが、（他の事業者区分（発電・小売等）として既に口座を保有しているケースを除き）口座開設が不要なケースはありますか。	非 FIT 非化石証書における需要家との直接取引において、口座開設が不要なケースはございません。ただし、2025 年 1 月発電分より需要家間の融通に関する例外的取り扱いを開始しております。直接取引を行った需要家からグループ会社に対して非化石証書を融通する場合は口座開設が不要となるケースもありますので、下記をご確認ください。 <https://www.biprogy.com/solution/uploads/2_nonfit-nintei_explain_hosoku2.pdf>	
8.	制度関連	需要家との直接取引	需要家間の融通に関する取引について、親子の関係ではなく並列の会社グループ会社（兄弟会社）も対象になるか。	本取引は親会社から子会社への融通のみを対象としており、兄弟会社は対象外となります。	2026/3/4 追加
9.	制度関連	需要家との直接取引	グループの親会社が子会社で利用するために証書を調達する前提において、当該子会社から証書の代金を受け取ることは問題ないか。	民間企業同士の契約や金銭授受については、当事務局が回答できるものではございませんので、事業者間で調整ください。	2026/3/4 追加
10.	制度関連	証書の移転	需要家様へ、一度移転しまったものは取り消し・削除等不可という認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通り、証書化したものについては原則取り消し不可です。 下記資料をご確認ください。 https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/Guide_NF.pdf?timestamp=1745285163906	2026/3/4 追加

11.	制度関連	書面交付	非 FIT 非化石認定においては、証書等の書面で小売電気事業者に交付されることはないのでしょうか。	現在、非 FIT 非化石認定におきましては、書面での証書は交付しておりません。 当事務局が認定した電力量は、JEPX の口座に連携されます。その後の書面の交付につきましては、JEPX 非化石価値取引利用ガイドをご確認ください。JEPX 口座上で「証書化」処理を実施すると証書が PDF で発行されます。 ■非化石価値取引システム利用ガイド https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/Guide_NF.pdf	2025/4/7 修正
12.	制度関連	電気事業法上の発電事業者	「電気事業法上の発電事業者」の定義を教えてください。	以下のリンクの資源エネルギー庁の発電事業者一覧に記載のある事業者が電気事業法上の発電事業者となります。 <https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/ >	
13.	制度関連	転売となるケース	発電事業者と小売電気事業者 A 間で電気と環境価値（非化石証書）をセットで相対取引している場合、小売電気事業者 A が調達した非化石証書を小売電気事業者 B に販売することはできますか。 発電事業者→小売電気事業者 A→小売電気事業者 B→需要家	非化石証書は税務上の観点から転売できないため、小売電気事業者 A は小売電気事業者 B に非化石証書を販売することはできません。	
14.	制度関連	転売となるケース	卒 FIT 電源等保有者から発電された電気を小売電気事業者が買い集めた場合、小売電気事業者 A が調達した非化石証書を小売電気事業者 B に販売することはできますか。 卒 FIT 電源等保有者→小売電気事業者 A→小売電気事業者 B→需要家	非化石証書は税務上の観点から転売できないため、小売電気事業者 A は小売電気事業者 B に非化石証書を販売することはできません。	
15.	制度関連	特定供給	特定供給は非化石証書発行の対象になりますか。	現在の資源エネルギー庁の整理では、特定供給は、電気事業法上の電気事業（小売供給）でないため、非化石証書を発行することは出来ません。 また、小売供給されていない電気に対して、非化石証書を活用することも出来ません。 <https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/062_05_00.pdf#page=24 >	
16.	制度関連	発電事業者の電気と証書を切り離した取引	電事法上の発電事業者は、電気は小売電気事業者と相対取引、環境価値（非化石証書）は市場取引するといった、電気と環境価値（非化石証書）を別々に取引することは可能でしょうか。	電気と非化石証書を別々に取引することは制度上可能です。 第二次中間とりまとめ（令和元年 7 月）、P12 上部をご確認下さい。 (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf)	

17.	制度関連	発電者の電気と証書を切り離した取引	発電事業者ライセンスを保有していない発電者（事業者）と小売電気事業者は、電気と非化石証書を一体となって取引する必要がありますか。それとも、電気と環境価値（非化石証書）は別々に取引することが可能でしょうか。	小売電気事業者が電力量認定申請を実施し、当該電源から発電した分を非化石証書化する場合は、電気と非化石証書は一体となって調達する必要があります。（小売電気事業者が環境価値のみを発電者から調達し、電力量認定申請を実施することはできません）	
18.	制度関連	非化石価値取引市場の創設目的	非化石価値取引市場を創設する目的を教えてください。	非化石価値を顕在化し、取引を可能とすることで、小売電気事業者の高度化法上の非化石電源調達目標の達成を後押しするためです。	
19.	制度関連	試運転期間の取扱い	FIT 認定を取得した設備において、系統連系してから FIT 買取を開始するまでは試運転期間になると思いますが、この期間の扱いはどうなるのでしょうか。	FIT 制度上の試運転期間は固定価格買取期間外(※)の扱いとなりますので、当該期間中に売電した電力量については非 FIT 非化石証書の対象となります。 (※)但し、FIT 制度上、試運転期間は設備の調整・使用前自主検査のために必要最小限の期間であることが求められており、電源毎に定められている運転開始期限を超過した場合は、法令に基づき、当該超過期間を固定価格買取期間から控除することなる点、留意頂ければと存じます。	
20.	制度関連	試運転期間の取扱い	FIT 認定を取得した設備において、試運転期間に発生した系統電力量については非 FIT 非化石証書の対象となるとのことですが、この非化石証書について小売電気事業者等への販売は可能でしょうか。	FIT 制度上、非化石価値・電気（kWh）価値に関わらず、調達期間開始前に収益が発生することは想定しておりません。 FIT・FIP 制度に関するお問い合わせは「再エネ特措法（FIT・FIP 制度）及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問合せ窓口」へお問い合わせください。	2023/7/14 追加
21.	制度関連	需要家への訴求方法	非化石証書を活用した際の実質再エネ、再エネの需要家への訴求方法を教えてください。	実質再エネ、再エネの取り扱いは、「第 38 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会」の「資料 4　非化石価値取引市場について」において整理されておりますので、その資料をご参照ください。 （https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/038_04_00.pdf ）	

22.	制度関連	非化石証書が持つ価値	非 FIT 非化石証書が持つ価値を教えてください。	非 FIT 非化石証書は、以下の 3 つの価値があります。 ①非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に利用可能） ②ゼロエミ価値（温対法上の CO2 排出係数に利用可能） ③環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することが可能） 「第 38 回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2020 年 1 月 31 日）」の「資料 4　非化石価値取引市場について」において整理されておりますので、その資料もご参照ください。 （https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/038_04_00.pdf ）	

事業者登録

23.	事業者登録	申請回数	事業者登録は一度のみ実施すればよろしいでしょうか。	はい、事業者登録は会社ごとに 1 度いただければ問題ございません。 1 社で複数のライセンス（発電、小売、送配電、特定卸供給事業者）をお持ちの場合は、対象電源／電力量認定の扱いに応じて事業者区分ごとに 1 度ずつ登録ください。	
24.	事業者登録	申請時期	事業者登録はどのタイミングで申請すれば良いか。	「事業者登録」ならびに「非化石電源登録」につきまして、登録情報が整い次第、申請ください。 「電力量認定申請」につきましては、発電対象月の 2 か月後の月末までに申請下さい。	
25.	事業者登録	所要期間	事業者登録の申請から承認までの所要期間を教えてください。	事業者登録につきましては、申請から 3 営業日程度で登録完了となります。 事業者登録以降の流れや必要期間につきましては、下記をご確認ください。 ■非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf >-「非 FIT 非化石電源に係る認定の流れ」	

26.	事業者登録	担当者変更	弊社の担当者を追加・変更したいのですがどのように手続きすればよろしいでしょうか。	ご担当者様の追加・変更方法につきましては、ポータルサイトにて変更いただけます。 以下の操作ガイドをご参照ださい。 ■事業者様向け操作ガイド 「3 目的別の操作の流れ」-「3.1.4. 担当者を追加・削除したい」 <https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf >	
27.	事業者登録	発電・小売両方のライセンスを持つ場合	弊社は発電事業者としても小売電気事業者としても電力量申請を行っております。 ポータルサイトへログインにあたって、発電事業者、小売電気事業者としてそれぞれのアカウントが必要なのでしょうか。	お手数お掛けし恐れ入りますが、事業者区分ごと（発電事業者と小売電気事業者）のアカウントに分けさせて頂いております。 発電事業者、小売電気事業それぞれで事業者登録を実施し、アカウントを作成いただきますようお願いいたします。	
28.	事業者登録	共有アドレスの登録可否	担当者情報に登録するメールアドレスは、個人アドレスではなく共有メールアドレスを登録してもよいでしょうか。 もし共有メールアドレスでの登録が可能ということであれば、必須条件になっている部署、氏名や電話番号について、何を記載すればいいかをご教授いただければ幸いです。	担当者情報に登録するメールアドレスとして、共有メールアドレスを登録することは可能です。 必須条件になっている部署、氏名や電話番号については、任意の内容で問題ございません。	
29.	事業者登録	事業者登録の完了	事業者登録が完了したかどのように確認できますか。	事務局よりメールが届くことで、事業者登録完了の確認が可能です。 また、以下の手順にて弊社ポータルサイトより申請の取扱状況を確認することができます。 ■事業者登録の申請状況を確認する方法 メニュー画面→事業者一覧（検索・変更）→事業者一覧画面の取扱状況（取扱状況が"審査済・OK"であれば完了）	
30.	事業者登録	登録単位	事業者登録は 1 社 1 回初回のみとありますが、弊社は複数のエリアに申請対象となる発電設備があり、その際の登録は事業所単位で良いかご教示をお願いします。	同一事業者様によるご登録の場合、事業者登録は 1 度のみでお願いします。 電力量認定申請は事業所単位で個別に申請頂いてもかまいませんが、認定量は合計値にて集計いたします。	
31.	事業者登録	JEPX 非化石価値取引会員番号	発電事業者だが、小売電気事業者と相対取引のみ行うので、JEPX 会員にならない場合、JEPX 非化石価値取引会員番号は何を登録すればよいでしょうか。	2025 年発電分以降の申請において、電事法上の発電事業者は（特定卸供給事業者による調達がある場合を除き）原則非化石価値取引会員となり、発電事業者自身で申請を行うことが必要となります。 ただし、2025 年発電分においては発電事業者が自治体である場合のみ、調達先の小売電気事業者からの申請が許容されます。	2025/4/14 修正

32.	事業者登録	JEPX 非化石価値 取引会員番号	BG 配下の事業者が事業者登録する場合、JEPX 非化石価値取引会員番号は何を登録すればよいでしょうか。	BG 配下の事業者自身の JEPX 非化石価値取引会員番号を登録ください。	
33.	事業者登録	JEPX 非化石価値 取引会員番号	事業者登録時に JEPX 非化石価値取引会員番号を入力せずに登録したのですが、オークションへの応札をする場合はこの欄に JEPX 非化石価値取引会員番号を入力しておく必要がある認識です。 どのように手続きを踏めばよいのかご教授いただけないでしょうか。	ご認識の通りです。以下の手順にて JEPX 非化石価値取引会員番号を登録ください。 メニュー画面→事業者一覧（検索・変更）→変更ボタンを押下すると、事業者変更画面が表示されます。こちらの画面にて、JEPX 会員番号を記載ください。	
34.	事業者登録	BG コード	事業者申請を行いましたが、登録した発電 BG（バランシンググループ）コードに間違いがありました。どのように修正すればよろしいでしょうか。	メニュー画面→事業者一覧（検索・変更）→変更ボタン→事業者変更画面にて修正が必要な BG コードを×マークを押して削除し、正しい BG コードを＋マークを押して追加ください。 修正・追加が完了しましたら、お手数をおかけしますが、完了した旨、事務局までメールでお知らせください。	
35.	事業者登録	BG コード	BG 配下の事業者が事業者登録する場合、BG コード（5 桁）は何のコードを登録すればよいでしょうか。	BG 配下の事業者が属しており、非化石電力量認定を実施する設備が属する BG コードを登録ください。	
36.	事業者登録	BG コード	FIT 対象設備の試運転期間により発電される電力を他社に売電するにあたり、非 FIT 非化石認定を申請予定です。 試運転開始まで一般送配電事業者（TSO）より受領する「仕訳のお知らせ」が手元になく、発電 BG コードが不明です。発電 BG コードを未入力で事業者登録は可能でしょうか。	事業者登録時に BG コードが不明な場合は、BG コードを未入力の状態で登録申請ください。 電力量認定申請時には、当該 BG コードが必須となります故、申請いただく際にポータルサイトへ追加登録ください。	
37.	事業者登録	申請取り下げ	事業者登録の取り下げをお願いできますでしょうか。	事業者登録を取り下げの旨、対象の法人番号と合わせて事務局までご連絡ください。	
38.	事業者登録	事業継承した場合	電力小売事業を別会社へ事業承継した際の手続きを教えてください。	事業継承後の事業者様として、新規に「事業者登録」を実施いただけますでしょうか。 ■新規の事業者登録はこちらから < https://www.nonfossil.net/kojinjyouhou/init > 事業継承前の事業者様のアカウント削除が必要な場合は、当該事業者のご担当者様からご連絡ください。	

39.	事業者登録	BG コードの登録	発電事業者、特定卸供給事業者、小売電気事業者の 3 つの地位を保有しており、特定卸供給事業者として申請を行う場合は特定卸供給事業者としての取引で活用しているＢＧでなくても登録が必要でしょうか。	電力量認定申請を行う設備の BG を登録ください。 その際特定卸供給事業者としての取引で活用している BG に限定することはありません。	2026/3/4 追加
40.	事業者登録	事業者登録の際のアカウント区分	発電事業者、特定卸供給事業者、小売電気事業者、の複数の地位を保有している場合はそれぞれで事業者登録が必要でしょうか。	電力量認定申請を行う事業者としての立場に応じて事業者登録を実施ください。	2026/3/4 追加

電源登録、変更

41.	電源登録、変更	JEPX 会員の要否	JEPX 会員にならないと非化石電源登録はできないのか。	申請対象者様がこれから JEPX 非化石価値取引会員となる予定がある場合は、JEPX 登録後でなくても非 FIT 非化石電源認定の申請は可能です。 また、各種申請についても、会員登録が済んでいない場合も申請を受け付けし認定させていただきます。 ただし、非 FIT 非化石電力量認定において認定を受けた電力量については、申請者様が非化石価値取引会員となった後に口座残高への反映をさせていただきます。その後、JEPX 様の非化石価値取引システムでの口座移転や証書化が可能となる旨、ご認識ください。	2026/3/4 追加
42.	電源登録、変更	買取事業者が変更となった場合	申請すべき事業者が変更となった場合、設備 ID は新規に取得する必要がありますか。	設備 ID が判明している場合には、改めての非化石電源登録は不要です。 付番済みの設備 ID を用いて、電力量認定申請を行ってください。 設備 ID は設備保有者にて管理いただくものであるため、設備 ID は設備保有者までお問合せください。	
43.	電源登録、変更	構造図・配線図	「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」の P20 に「発電事業届け出なし」の設備の場合、非化石電源登録（設備申請）時に構造図と配線図が必要とありますが、どのような趣旨で必要なのでしょうか。	卒 FIT・RPS 設備でなく、発電事業届け出もない場合、国において非 FIT 非化石電源であることを確認できる情報がないため、構造図と配線図を用いて認定する必要があるためです。	
44.	電源登録、変更	構造図・配線図	非 FIT 太陽光発電施設として、すでに一般送配電事業者にて系統連系をしている施設に関して、構造図及び配線図は必要なのでしょうか。	申請対象設備の内、発電事業届け出なし設備に関しては、設備の「構造図」、「配線図」が申請時に必要となります。（50kW 未満の太陽光設備に関しては、標準構造図、標準配線図と同様の場合は提出不要です。）	

45.	電源登録、変更	審査完了メールが届かない場合	電源申請取扱状況は「審査終了」と表示されていますが、「非化石電源申請　申請受付メール」および「電源登録　審査完了メール」が届いておりません。 通知が届くためには、設定等必要なのでしょうか。	本ポータルサイトからの自動送信メールは 「non_fit_no_reply@biprogy.com」よりお送りしております。 メールを受信されていない場合は、当該アドレスからのメールを受信できる設定となっているかご確認ください。	
46.	電源登録、変更	申請時期	非化石電源登録はいつ行えばよいのでしょうか。	非化石電源登録は随時受け付けております。電力量認定申請を申請される前までには非化石電源登録が完了している必要があります。 以下の資料に申請ごとの所要日数（目安）を記載しておりますので、ご確認ください。 ■非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料 「非 FIT 非化石電源に係る認定の流れ」 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf >	
47.	電源登録、変更	設備 ID がない場合	設備 ID がない場合、非化石電源登録を実施し、設備 ID を発行していただき、電力量認定申請を行う認識でお間違いないでしょうか。	ご認識の通りです。 電力量認定申請には設備 ID が必要となりますので、事前に該当設備の非化石電源登録を行ってください。 なお、卒 FIT や RPS 等にて既に設備 ID をお持ちの場合、電源登録は不要です。	
48.	電源登録、変更	設備 ID が不明な場合	設備 ID が不明な場合、検索方法があれば教えていただきたいです。どうしてもわからない場合は申請不可なのでしょうか。	以下サイト（固定価格買取制度の再生可能エネルギー電子申請のページ（経済産業省資源エネルギー庁））よりご確認ください。 ■都道府県ごとの設備 ID https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo ■設備 ID 照会機能 https://www.fit-portal.go.jp/mypage/SearchPlantId 上記のサイトを確認いただいてもなお設備 ID が不明な場合は非化石電源登録を実施してください。	
49.	電源登録、変更	設備 ID が不明な場合	卒 FIT の設備 ID についてですが、調べても不明だった場合、受電地点特定番号のみでの申請は不可ですか。	受電地電特定番号のみでの電力量認定申請は出来ません。 設備 ID を入手できない場合は、その設備について、構造図、配線図を添付し、非化石電源登録を実施いただく必要がございます。	
50.	電源登録、変更	設備 ID の二重取得	FIP の ID を所持しているが、間違って電源登録をし、設備 ID を取得してしまったがどうしたら良いか。	FIP にて ID を取得されている場合は、申請は FIP の ID にて実施ください。 なお、今回間違って取得した ID に関してはポータルから電源廃止登録をお願いいたします。	2026/3/4 追加

51.	電源登録、変更	設備登録の確認	申請したい電源設備が、非化石電源登録されているか確認できますでしょうか。	個別の設備に対して、申請前の個別確認は対応しかねます。発電者様へ確認ください。	
52.	電源登録、変更	卒 FIT 設備の情報変更	卒 FIT 設備にて、発電出力等の設備情報が変更になったため、登録情報を変更したいがどのように申請すればよいでしょうか。	卒 FIT 設備の場合、FIT 認定において設備 ID を発行し大元の情報を管理されているため、非 FIT 非化石認定事務局にて各種情報の変更が出来かねます。（RPS 設備,FIP 設備も同様）対象制度の認定事務局までお問い合わせください。 但し、現在卒 FIT 電源の情報変更については、事務局へ証跡をいただくことで修正可否を判断し修正いたします。 但し、あくまでも非化石証書情報の変更であるため電源情報そのものの変更は最初に岸際している通り、FIT 制度へお問い合わせください。	2025/4/7 修正
53.	電源登録、変更	追設工事等で構造が変更になる場合	申請予定の設備は「発電事業届出済み」の設備であり、構造図と配線図の提出は不要と認識しておりますが、追設工事を行う場合においても『構造図と配線図』は不要でよろしいでしょうか。	発電事業届出済みの設備であっても、追設工事を行った場合は設備の構造が変わるため構造図、配線図の提出をお願い致します。	
54.	電源登録、変更	定格出力	電源登録申請に記載する発電出力は、非化石取引システム（JEPX)に引き継がれるとの認識でよろしいでしょうか。	JEPX 様のシステムから発行される非化石証書に出力情報は記載されます。	2026/3/4 追加
55.	電源登録、変更	定格出力	電源登録申請に記載する発電出力は「当該発電設備の定格出力」を記載することで認識しております。 この数値について、添付する構成図・配線図に記載した数値と一致する必要がありますでしょうか。	必ずしも整数値で一致する必要はありませんが、定格出力と乖離がないように申請ください。	2026/3/4 追加
56.	電源登録、変更	電源登録が不要な場合	電源登録が不要であるのはどのような場合ですか。	他制度等で（FIT 制度、RPS 制度、FIP 制度等）設備 ID を入手済み（他社にて取得済のものを含む）の場合、電源登録は必要ございません。事業者登録の上、入手済の設備 ID にて電力量認定申請を行ってください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > ■非 FIT 非化石電源に係る認定の対象電源	2026/3/4 修正
57.	電源登録、変更	電源登録の廃止	非 FIT 非化石電源として登録した設備の登録を廃止したい場合、どのような手続きが必要でしょうか。	非化石電源設備の情報変更において廃止申請が可能です。以下の資料を参照の上、非化石電源変更申請を実施ください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > ②非化石電源変更申請 - 電源変更申請の流れ	

58.	電源登録、変更	電源登録不要設備の確認	登録不要な電源は「非化石電源設備一覧」のメニューで確認することはできないでしょうか。	「非化石電源設備一覧」のメニューで確認できる設備は、電源登録を実施した設備、若しくは電源登録が不要な設備かつ、電力量認定申請をされ”認定 OK"にて「認定完了」となったことがある設備となります。 そのため、電源登録が不要な設備で一度も”認定 OK”にて「認定完了」になったことがない設備に関しては、「非化石電源設備一覧」のメニューで確認ができません。	2026/3/4 追加
59.	電源登録、変更	電力量認定申請者の変更	同じ設備で電力量申請者が変わった場合は、再度電源登録をし、設備 ID を再付番してもらう必要がありますか？	設備 ID は 1 設備につき 1 ID となります故、申請事業者や事業者区分は問わず、一度取得された設備 ID をご利用いただくものとなります。 そのため、新たな事業者が再度電源登録する必要はございません。 一度電源登録をした設備を新たな事業者から申請する場合は、付番されている設備 ID を使用し、新しい事業者から電力量認定申請ください。 なお、設備 ID は設備保有者にて管理いただくものであるため、設備 ID は設備保有者までお問合せください。	2026/3/4 追加
60.	電源登録、変更	認定完了までの所要期間	電源登録を申請してから認定完了までの所要期間を教えてください。	電源登録については申請から認定完了まで 2 週間ほどお時間頂戴しております。 各種認定の所要期間については以下をご参照ください。 ■非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料 「非 FIT 非化石電源に係る認定の流れ」 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf >	
61.	電源登録、変更	廃止登録	FIT 設備の廃止登録をしようとしたところ「該当するデータがありません」と表示されますが。ポータルからの設備廃止登録の方法を教えていただきたい。	非化石電源変更申請登録にて廃止申請が可能な設備は、非化石電源登録を行った設備のみとなります。 FIT 等他制度にて付番された設備 ID の手続きは幣事務局では出来かねますため、 必要に応じて FIT のご担当窓口へお問い合わせください。	2026/3/4 追加
62.	電源登録、変更	発電出力の変更	非 FIT 非化石電源認定にて認定された設備（≠卒 FIT 設備）において、増設（kW の増変更）を行う場合、貴事務局に対して変更申請が必要でしょうか。必要な場合、どのような手続きが必要かご教示下さい。	非化石電源設備の情報変更申請が可能です。以下の資料を参照の上、非化石電源変更申請を実施ください。 < https://pr.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > ②非化石電源変更申請 - 電源変更申請の流れ	

63.	電源登録、変更	バリデーションチェックエラーの対処方法	非化石電源登録申請書をアップロードしたところ、以下のバリデーションチェックエラーとなりました。対処方法をご教示願います。 エラー内容：「非化石電源登録申請書の申請書のフォーマットが異なります。」	新ポータルサイトリリースに伴い、適宜申請書のフォーマットが変更となっております。恐れ入りますが、再度フォーマットをダウンロードいただけますでしょうか。 https://www.biprogy.com/solution/uploads/setsubishinsei_(jigyoshamei).xlsx	
64.	電源登録、変更	非 FIT 設備の名義変更	先般非 FIT 非化石電源登録にて、認定いただいた設備ですが、事業者名（設置者名）が変更となりました。 当該設備の名義変更につきまして、再申請が必要でしょうか。	非化石電源設備の情報変更申請が可能です。以下の資料を参照の上、非化石電源変更申請を実施ください。 ＜ https://pr.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf ＞　②非化石電源変更申請 - 電源変更申請の流れ	
65.	電源登録、変更	法人番号	小売電気事業者が電源登録する場合、登録するのは申請者の法人番号でしょうか。あるいは、発電事業者としての資格を有さない小規模の非 FIT 非化石電源保有者の法人番号でしょうか。	小売電気事業者の法人番号を記載ください。	
66.	電源登録、変更	運転開始日	非化石電源登録において、運転開始"年月日"を登録することとなっていますが、"日"の特定が困難な場合は、"X 年 Y 月 1 日"と入力しても問題ないでしょうか。	日が分からない場合は"X 年 Y 月 1 日"で申請をお願い致します。 ただし、その後非 FIT 非化石電源認定事務局より問い合わせ等をさせていただく可能性もある点ご了承下さい。	
67.	電源登録、変更	運転開始日	非化石電源登録申請書中の『運転開始日』とは卒 FIT 買取開始日でしょうか。それとも発電所ごとの送電開始日(弊社（小売）に切り替える以前）でしょうか。	当該発電所が実際に営業運転を開始された日を記入ください。	
68.	電源登録、変更	運転開始日	電源登録の際に入力する「運転開始日」が分からない場合は予定日でも問題ないか	運転開始日が明確に分からない場合は、予定日を入力ください。 また、実際の運転開始日が決まりましたら、 非化石電源変更申請を実施いただければと存じます。	2026/3/4 追加
69.	電源登録、変更	設置者名	電源登録申請書に記載する設置者名について、発電設備を設置されたお客さま名を記載することは個人情報管理上避けたく無記入でよろしいでしょうか。	当該項目の記入は必須となっております。個人名の記載を避けたい場合、貴社にて管理可能な設置者名にてご申請ください。設置者の正確な情報が必要になりましたら改めてご連絡いたします。	

70.	電源登録、変更	発電事業届出	「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」に記載されている、「発電事業届出済みの設備」とは具体的に何を指しておりますでしょうか。	"発電事業届出済み／なし"は、発電事業ライセンスの有無かつ、エネ庁様へ発電事業届出を提出されている設備か否かを表します。 不明な設備がございましたら、一度申請頂き当事務局で確認いたします。 発電事業届出の要件につきましては、下記をご確認ください。 <https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/>	
71.	電源登録、変更	発電出力	電源登録申請書に記載する発電出力には「当該発電設備の定格出力」を記載すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
72.	電源登録、変更	発電設備区分	エネファームや蓄電池を併設した卒 FIT 太陽光設備について電源登録を行う際、発電設備区分には「太陽光発電」と記載すれば良いでしょうか。	「太陽光（10kW 未満:ダブル発電）」をお選びください。	
73.	電源登録、変更	発電設備名	太陽光発電設備の電源登録を行う場合、発電設備名には「太陽光発電」と記載すれば良いでしょうか。	任意の設備名で申請ください。	
74.	電源登録、変更	FIT 期間満了に伴う手続き	設備情報において FIT 対象区分：FIT 対象となっている設備の FIT 認定期間が満了となりました。 FIT 期間満了にともなっての変更手続き等の必要はありますでしょうか。	当事務局側で個別対応にて設定変更していますので、FIT 期間満了となる際には対象の設備 ID と FIT 満了日をご連絡ください。 その後事務局から資源エネルギー庁様の公開情報をもとに照合を行い、確認ができかねる場合には FIT 買取終了していることがわかる公的な証跡をご提出いただきます。	2026/3/4 追加
75.	電源登録、変更	標準構造図・標準配線図	50kW 未満の太陽光発電について、標準構造図・標準配線図と同様であれば構造図、配線図の提出が不要となっておりますが、どのような設備が標準構造図・標準配線図と同様な設備なのでしょうか。	以下のポータルサイトから非化石電源登録申請書をダウンロードしていただき、 "申請書（記入例）"シートに標準配線図・構造図についての記載がございますのでそちらをご確認ください。 ◆非 FIT 非化石電源認定ポータルサイト https://www.biprogy.com/solution/other/non_fit.html "非化石電源登録申請書ダウンロードはこちらから"	

電力量認定申請（通常）					
76.	電力量認定申請（通常）	BG コードの登録	未登録の BG コードがあるがどうしたら良いか？	事業者様にてポータルの画面から BG コードを追加いただくか、事務局まで新 BG コードをご連絡ください。	2026/3/4 追加
77.	電力量認定申請（通常）	BG コードの変更	発電 BG コードの変更があった際の対応を教えてほしい。	発電 BG コードに変更があった際は、対象発電月の電力量審査月までにポータルから新たな発電 BG コードを追加ください。旧 BG コードは新たなコードの追加後に削除ください。	2026/3/4 追加
78.	電力量認定申請（通常）	FIT 廃止の設備	弊社の発電設備において、過去に FIT 認定を受けておりましたが、FIT の廃止を行った発電所がございます。 本電源は非化石電源には変わりありませんが、RPS 電源でもなければ、FIT 認定が満了を迎えた卒 FIT 電源でもありません。 非化石証書を発行することは可能なのでしょうか。	非化石電源であり、FIT で認められていない設備であれば、非 FIT 非化石認定の対象となります。	
79.	電力量認定申請（通常）	FIT へ移行した場合	これまで非 FIT 電力量申請をしておりました設備について、FIT 対象設備となりましたので除外したく存じます。 この場合、申請ファイルから行ごと削除しても問題ございませんでしょうか。 それとも、受電地点特定番号や設備 ID はそのままに月間発電量を 0kWh として申請した方がよろしいでしょうか。	申請書ファイルより、行ごと削除いただき申請ください。	
80.	電力量認定申請（通常）	特定卸供給事業者・小売両方のライセンスを持つ場合	特定卸供給事業者と小売電気事業者双方のライセンスを持っている場合、各々事業者登録を行う必要があると理解しておりますが、非化石電源登録や電力量認定申請はどちらのアカウントから申請すべきでしょうか。	特定卸供給事業者として対象電源から電気とセットを買い集めている場合は特定卸供給事業者で申請、小売電気事業者として対象電源から電気と環境価値をセットで調達しているのであれば小売電気事業者として申請ください。 上記の判断については各事業者でご判断頂ければと存じます。	2026/3/4 修正

81.	電力量認定申請（通常）	特定卸供給事業者の認定範囲	特定卸供給事業者は、自身で受電している量のみを電力量認定申請する事が可能でしょうか。 それとも受電量にかかわらず、発電所の発電量全量を電力量認定申請可能でしょうか。	原則、当該発電所において特定卸供給事業一環として電気と環境価値をセットで調達されている分について、当該特定卸供給事業者からの申請が可能です。 ただし、1 設備において複数業者で電気と環境価値を直接買電するようなケースである場合については、当該申請に紐づく BG コードが各々の事業者ごとに異なる場合は各々の事業者から申請を実施ください。 BG コードが全て同一である場合においては、どちらか一方の事業者（特定卸供給事業者）がまとめて申請を実施ください。	2026/3/4 追加
82.	電力量認定申請（通常）	按分・差分計量の子メーター	按分計量・差分計量の場合、検定済のメーターの設置が必要ですか。	按分計量・差分計量を行う場合は、親メーター、子メーターともに、検定済のメーターである必要があります。 但し、特定計量制度に基づく計測器の使用を希望される場合は、事務局までご相談ください。	
83.	電力量認定申請（通常）	按分計量	一受電地点に電源種の異なる複数の電源が存在し、非 FIT 非化石電源と化石電源が混在している場合、按分計量を行う必要がありますか。	非 FIT 非化石電源と化石電源が混在している場合、按分計量を行う必要があります。按分計量を行うためには、検定済のメータの設置が必要です。	
84.	電力量認定申請（通常）	運転開始日の変更	非 FIT 非化石証書のトラッキング情報における運転開始日の情報を変更することは可能でしょうか。 また、具体的な手続き方法についてもご教示いただけますでしょうか	非 FIT 設備の運転開始日を変更する場合は、ポータルから電源変更申請を実施ください。その際に運転開始日に関する証跡をポータルに提示してください。 他制度で設備 ID を取得した設備は事務局までメールにて証跡をご提出ください。 詳しくは以下事業者説明資料の運転開始日変更に関する項目をご覧ください。 URL：https://www.biprogy.com/solution/other/non_fit.html	2026/3/4 追加
85.	電力量認定申請（通常）	買取事業者が変更となった場合	現在小売電気事業者として非 FIT の電力量申請を行っているが、小売が変更になる場合、どのような手続きが必要か。事業者登録や申請計画使用燃料一覧は再度登録する必要があるか。	変更後の小売電気事業者が事業者登録を未実施の場合は、事業者登録を実施ください。 設備 ID については発電者経由で確認いただき、前小売電気事業者が取得済みの設備 ID にて電力量申請を実施ください。 申請計画使用燃料一覧は改めてご提出ください。	
86.	電力量認定申請（通常）	月間発電量	電力量認定申請をするにあたり、月間発電量実績値よりも小さい値で申請することは可能でしょうか。	月間発電量実績値よりも小さい値での認定はできません。当事務局は TSO（一般送配電事業者）から受領をする実績データをもとに認定をしております。原則、当該データと一致する申請に対して認定させていただいております。	

87.	電力量認定申請（通常）	試運転分の申請	FIT 発電所の試運転契約（非 FIT）分があることが分かりました。申請手順を教えてください。	試運転設備の非 FIT 非化石証書の認定については、事業者登録及び電力量認定申請が必要です。電力量認定申請にあたっては、FIT にて付番された設備 ID を使用ください。（電源登録は不要です。） FIT 買取開始日より非 FIT の認定対象外となりますので、当該設備の非 FIT 電力量認定申請はされないよう、よろしくお願いいたします。	
88.	電力量認定申請（通常）	認定量合計値の確認方法	ポータルサイトではどのように認定量を確認できますか。	以下の手順にて認定結果／認定量記載の電力量認定申請結果ファイルをダウンロードの上、ご確認ください。 ■事業者様向け操作ガイド - 4.7.2 電力量認定申請一覧 - 申請書出力 https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf	
89.	電力量認定申請（通常）	修正依頼等	「発電量相違」とエラーが出ている設備について、申請している電力量と受電地点番号に相違がないかと思いますが、事務局で認識している電力量を教えていただけますでしょうか。	事務局の立場上、「発電量」等の情報をご提供することは出来ません。 貴社にて、TSO（一般送配電事業者）様へご確認いただければ幸いです。	2026/3/4 追加
90.	電力量認定申請（通常）	修正依頼等	既に認定 OK となった設備の電力量に追加が生じたがどのように対応したらよいか	事務局にて対応いたしますので、以下の情報を事務局までご連絡ください。 ・申請番号 ・設備 ID ・受電地点特定番号 ・変更後の電力量	2026/3/4 追加
91.	電力量認定申請（通常）	修正依頼等	認定 NG で完了になった設備を申請しなおしたいがどのように対応したらよいか。	以前 NG となった申請を削除後にポータルから再度申請する必要があります。 なお既存申請分の削除は事務局しか実施できませんので、以下の情報を教えていただけますでしょうか。 ※既存申請分を削除しないとバリデーションエラーとなります。 ・申請番号 ・設備 ID ・受電地点特定番号 ・既存申請削除可否	2026/3/4 追加
92.	電力量認定申請（通常）	修正依頼等	申請済の申請について申請区分を変更したい。 （特定卸供給事業者→発電事業者）	「申請受付済」になっている申請は区分の変更ができません。 そのため、事務局にて申請を削除しご連絡いたしますので、その後事業者様にて、改めて申請ください。	2026/3/4 追加

93.	電力量認定申請（通常）	修正依頼等	電力量を修正したいができない。どうしたら良いか	事業者にて電力量を修正できるのはステータスが「申請受付済」か「審査連携済」の場合のみです。 それ以外のタイミングで修正をしたい場合は事務局まで以下の情報を連絡ください。 ・申請番号 ・設備 ID ・受電地点特定番号 ・修正後電力量	2026/3/4 追加
94.	電力量認定申請（通常）	受電地点特定番号	電力量認定申請書中の「受電地点特定番号」は一般送配電事業者からの仕訳後の電力量のお知らせ記載の「供給地点番号」のことでしょうか。	受電地点特定番号と供給地点特定番号は別のものです。 受電地点特定番号は一般送配電事業者から提供される、発電量が記載された「」に記載されている数字 22 桁の番号です。 ご不明な場合は、一般送配電事業者へお問い合わせください。	
95.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	需要家が非化石価値取引会員に入会準備中で、非化石価値取引会員番号がまだわからない場合でも、「直接取引に係る様式」は提出可能か。	直接取引の受理において、発電者（特定卸供給事業者）と需要家、共に非化石価値取引会員番号の記載は必須としております。従いまして、需要家様の非化石価値取引会員番号がない場合は様式を提出されても受理できません。	2026/3/4 追加
96.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	バーチャル PPA に基づく非 FIT 非化石電源に係る認定において、ビジネススキームに問題ないか確認いただけますでしょうか 。	ビジネススキームの是非は事業者間で判断ください。 「発電事業者と需要家間の非 FIT 非化石証書の直接取引」に基づく非 FIT 非化石認定については、以下条件を満たしていただければ申請可能です。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > ■【補足】発電者又は特定卸供給事業者需要家間の直接取引に係る非 FIT 非化石再エネ電源の認定の条件 なお、需要地点における電気の調達は小売供給されているものであることが前提となります。	2025/4/7 修正
97.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	発電事業者（又は特定卸供給事業者）と需要家間の非 FIT 非化石証書の直接取引において、1 つの電源から発生する非 FIT 非化石証書を複数の需要家と取引することは可能ですか。	非 FIT 非化石認定事務局としては特段制限を設けておりません。 契約実態に合わせて以下様式へ記載の上、提出ください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/6_nonfit-nintei_juyoka-torihiki.xlsx >	
98.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	「発電事業者-需要家間における非 FIT 非化石証書の直接取引_提出様式」について、毎年／毎月提出する必要がありますか。	提出内容に変更が無い限り一度の提出で問題ございません。提出内容に変更が発生した場合は都度、契約実態に合わせて再提出ください。	2026/3/4 修正
99.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	「発電事業者ー需要家間における非 FIT 非化石証書の直接取引」の書類を提出したいのですが、どちらに提出したらよいでしょうか	弊事務局宛にメールでご提出いただければと思います。 詳しくは以下の資料をご覧ください ■https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf	2026/3/4 追加

100.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	直接取引について、卒 FIT は運転開始日の制限はないという理解で良いか。	直接取引において、卒 FIT は運転開始日の制限はございません	2026/3/4 追加
101.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	直接取引に係る様式はいつまでに提出する必要がありますか。	対象設備の初回の電力量認定申請までにご提出ください。 なお、様式のご提出が期日を超過しても、超過理由に正当性がある場合は提出を受理いたしますので、事務局までご連絡ください。	2026/3/4 追加
102.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	2022 年度から認定対象となった「特定卸供給事業者-小売電気事業者」間や「発電事業者-需要家」間の取引において、口座の移転手続はどのように実施すればよいでしょうか。	口座移転の手続きに関しましては、相対取引となりますため、非化石価値取引システムにて、発電事業者様（または、特定卸供給事業者)からのみ対応をお願い致します。 詳細につきましては、JEPX 様から提示されております下記資料(P.21 以降)をご確認ください。 ■ https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/Guide_NF.pdf?timestamp=1738914430390 但し、電力量認定申請を実施頂く前に、「直接売買を証する様式」をご提示願います。 詳細につきましては下記事業者説明資料をご確認下さい。 ■https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf	2025/4/7 修正
103.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	非 FIT 直接取引融通先申請書は、非 FIT 非化石電源に係る認定『発電事業者-需要家間における非 FIT 非化石証書の直接取引』提出様式と同時に提出しなければならないでしょうか。	直接取引に係る様式と融通先リストのご提出は同時でなくても問題ありません。 ただし、融通先リストの受理に関しては、直接取引に係る様式の提出が完了していることが前提となりますので、その点ご留意ください。	2026/3/4 追加
104.	電力量認定申請（通常）	需要家との直接取引	需要家融通取引に係る申請書を提出してから事務局の確認完了（申請完了通知メール受信）までの時間はどの程度かかるか	基本的に 1 週間程度で受理しておりますが、状況により前後する可能性はあります。	2026/3/4 追加
105.	電力量認定申請（通常）	証書の口座反映	毎月の非 FIT 電力量認定が完了すると、JEPX の非化石証書口座に入るという認識でしょうか。	毎月、電力量認定申請頂き認定完了となりましたら、数日を目途に事務局より JEPX 様へ認定量を通知いたします。 通知後、10 日程度を目安に JEPX 様にて口座へ反映される旨伺っておりますが、反映状況につきましては、貴社口座をご確認ください。	2025/4/7 修正
106.	電力量認定申請（通常）	所要期間	電力量認定申請をしてから認定されるまでの期間を教えてください。	電力量認定は、申請締切期日から結果通知までおよそ 4 週間程度お時間を頂戴しております。 例えば、4 月分について 6 月末日までに申請した場合は 7 月末頃に認定完了を予定しています。 （申請に不備や、認定エラーがある場合には更にお時間を頂く可能性がございます）	2026/3/4 修正

107.	電力量認定申請（通常）	申請受付済後の手順	電力量認定申請書を登録し、「申請受付済」となりました。その後の作業について教えてください。	（バイオマス設備がある場合） 必要に応じて、バイオマス比率計算書およびサンプリング分析等の証跡を確認し、対象設備を選択の上、アップロードを行ってください。 （バイオマス設備がない場合） 当事務局の認定結果通知まで、今しばらくお待ちください。	
108.	電力量認定申請（通常）	申請削除依頼	電力量認定申請の削除をしたいがどうしたら良いか	事業者様で申請の削除はできないので、事務局にて削除させていただきます。 そのため、以下の情報を事務局までご連絡ください。 ・法人番号 ・申請番号	2026/3/4 追加
109.	電力量認定申請（通常）	申請事業者	非 FIT 非化石証書の認定に係る手続き（事業者登録、電源登録、電力量認定申請）は誰が行うことができますか。	「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」の「非 FIT 非化石電源に係る認定の概要」-「参加条件（申請対象者）」を参照ください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf >	
110.	電力量認定申請（通常）	申請事業者	BG 配下の発電事業者が非 FIT 非化石電源に係る認定の手続きを行いたい場合、認定の手続きは、BG 配下の発電事業者が行えばよいでしょうか。それとも、その親事業者（発電契約者）が行えばよいでしょうか。	BG 配下の発電事業者が非 FIT 非化石電源に係る認定の手続きを行ってください。	
111.	電力量認定申請（通常）	申請事業者	BG 配下の小売電気事業者が卒 FIT 電源等を買い集めており、その買い集めた卒 FIT 電源等に対して非 FIT 非化石電源に係る認定の手続きを行いたい場合、認定の手続きは、BG 配下の小売電気事業者が行えばよいでしょうか。それとも、その親事業者（発電契約者）が行えばよいでしょうか。	BG 配下の小売電気事業者が非 FIT 非化石電源に係る認定の手続きを行ってください。 申請時に BG コードの申請も必要となります。このような場合、属している BG コードを申請してください。	
112.	電力量認定申請（通常）	申請事業者	JEPX の非化石価値取引の改定に伴い、2024 年 1 月発電分より非 FIT 非化石認定を申請する電事法上の発電事業者は非化石価値取引会員になることが条件となりましたが、本発電事業者が非化石価値取引会員になれない場合、環境価値を調達する小売電気事業者からの申請は可能でしょうか。 JEPX 非化石価値取引の改定 https://www.jepx.jp/nonfossil/news/20240304.html	2025 年発電分以降の申請において、電事法上の発電事業者は（特定卸供給事業者による調達がある場合を除き）原則非化石価値取引会員となり、発電事業者自身で申請を行うことが必要となります。 ただし、暫定措置として 2026 年 3 月発電分までにおいては発電事業者が自治体である場合のみ、調達先の小売電気事業者からの申請が許容されます。2026 年 4 月発電分以降暫定措置は廃止となります。	2026/3/4 修正

113.	電力量認定申請（通常）	申請事業者	1 つの発電所の発電実績を複数の区分に分配して申請することは可能でしょうか。 （例：A 発電所の 3000kWh の実績を 1000kWh は小売区分として、2000kWh はアグリ区分として申請）	1 つの発電所の電力を複数の事業者区分にて分配して申請することはできません。 ただし、BG コードが分かれている場合は BG コードごとに複数の事業者から申請ください	2026/3/4 追加
114.	電力量認定申請（通常）	申請事業者の判断	弊社が発電事業者でも小売電気事業者でもなく、太陽光発電所をリースにて所有している場合、この発電所の非化石価値の認定業務は弊社が可能でしょうか。	電事法上の発電事業者がリース元である場合は、当該発電事業者が原則認定を実施ください。 リース元が電事法上の発電事業者でない場合について、当該リース設備に関する所有権を貴社が所持しているのであれば、貴社から電力量認定申請を行うことは可能です。下記事業者説明資料の申請対象者の判断フローをご確認ください。 https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf	2026/3/4 追加
115.	電力量認定申請（通常）	申請値相違なし	認定審査結果の通知を受け、申請内容について誤りがないことを確認したが、どう対応すればよいか。	ポータルの「電力量認定申請変更画面」より、「認定 NG に対するアクション」欄に「申請値相違なし」を選択していただき、更新後、【再審査提出】ボタンを押下ください。	
116.	電力量認定申請（通常）	設備 ID 取得済みの場合の申請手続き	卒 FIT 設備の場合、必要な手続きは事業者登録及び毎月の電力量認定申請のみでよいか。	設備 ID を既にお持ちの設備の場合は、事業者登録と毎月の電力量認定申請が必要です。電力量認定申請にあたっては、FIT にて付番された設備 ID を使用ください。（電源登録は不要です。）	
117.	電力量認定申請（通常）	設備 ID の修正	誤った設備 ID で申請したため、設備 ID を修正したいがどうしたら良いか	ポータル画面より、電力量認定申の誤った設備 ID を直接修正ください。 ■URL：https://www.nonfossil.net/login 修正後、再審査提出をお願いいたします。	2026/3/4 追加
118.	電力量認定申請（通常）	対象期間	電力量申請ですが、「対象期間開始」、「対象期間終了」それぞれの欄に入力する日付は、弊社が調達する期間を入力するという認識でよろしいでしょうか。	TSO（一般送配電事業者）より受領する「仕訳後の電力量のお知らせ」に記載されている対象期間を入力ください。	
119.	電力量認定申請（通常）	代理申請	申請事業者の代理で非 FIT 非化石証書の認定に係る手続きをすることはできますか。	委任状を提出いただく事で、申請事業者の代理で申請が可能となります。（非 FIT 非化石認定量は委任元の事業者に帰属する旨、ご認識ください。） 代理申請を希望される場合は、委任状を事務局までご提出ください。 なお代理申請時は、委任元の事業者様名のもと申請ください。 ■委任状フォーマット < https://www.biprogy.com/solution/uploads/nonfit-nintei_ininjou.docx >	

120.	電力量認定申請（通常）	代理申請	委任状フォーマットでは対象期間の記載欄がございませんが、本委任状は初回のみ提出すればよいでしょうか。	提出いただく委任状の内容と実態に相違がない限り、再提出は不要となります。 ご提供フォーマットはあくまで例となり、申請事業者様によりましては実態に合わせ対象期間等を追記されております。	
121.	電力量認定申請（通常）	代理申請	委任状を提出すれば、「申請対象者の判断フロー」に該当しない申請者から申請できるのか？	委任状をご提出いただければ手続きに関しては小売電気事業者からの実施も可能となります。 ただし、あくまでも手続きのみの作業代行となります故、 本来の申請対象者にあたる委任元事業者の名のもと （委任元事業者のポータルサイトアカウントにて）申請を実施いただく必要があり、 認定を受けた電力量は委任元事業者の口座残高へ反映されます。	2026/3/4 追加
122.	電力量認定申請（通常）	電力量申請可否	電力量認定申請は事業者登録が完了してないとできませんか。	はい、事業者登録完了後、電源登録及び電力量認定申請ができるようになります。	
123.	電力量認定申請（通常）	電力量申請書の申請単位	電力量認定申請を申請する単位を教えてください。	原則、1 ファイル 1 ブック内に受電地点特定番号単位で申請していただく必要があります。設備単位の申請ではございません。	
124.	電力量認定申請（通常）	電力量申請書の申請単位	電力量認定申請を行う際、同月のものを複数に分けて申請書を作成し、申請することは可能でしょうか。	1 つの発電月に対して、複数回に分けて申請いただくことは可能ではございますが、手続に際して双方において煩雑さが増す旨、ご認識ください。 また、非 FIT 非化石認定ポータルサイト上は申請毎に認定量合計を確認いただくことが可能である旨も、併せてご理解ください。	
125.	電力量認定申請（通常）	電力量申請の削除	電力量認定申請をしましたが、申請を削除いただけないでしょうか。	申請中の非化石電力量認定申請を取り下げたい場合、認定審査実施前の状態であれば、ポータルサイトにて下記の手順にて削除ください。 ただし、認定審査実施後の場合は、取り下げが出来ませんので、事務局への削除依頼の連絡をお願いします。 ■ポータルサイトでの電力量認定申請の削除手順 メニュー画面＞電力量認定申請一覧（検索・変更）＞電力量認定申請一覧画面の詳細ボタン押下＞電力量認定申請変更画面の削除ボタン押下	
126.	電力量認定申請（通常）	電力量申請の周期	電力量認定申請を行う周期を教えてください。	月次で申請していただく必要があります。	
127.	電力量認定申請（通常）	電力量申請の修正	電力量認定申請取扱状況が「認定審査実施中」となっておりますが、申請した電力量に間違いがあり、修正したいです。手順を教えていただけないでしょうか。	「認定審査実施中」の後、審査結果を連携いたします。 審査結果が連携されるまでしばしお待ちいただき、審査結果連携後、ポータルサイトの画面より修正いただけますでしょうか。	

128.	電力量認定申請（通常）	電力量申請の提出期限	毎月の電力量認定申請の提出締切日はいつですか。	発電対象月の 2 か月後の月末までが、電力量認定申請期限となります。（4 月発電分であれば、6 月 30 日が提出期限です。） < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > -「今年度の事務局スケジュール」	
129.	電力量認定申請（通常）	電力量データの入手	BG 配下の事業者は、電力量データは親事業者（発電契約者）から入手すればよいでしょうか。	ご認識の通りです。	
130.	電力量認定申請（通常）	電力量認定申請	自宅の設置している太陽光設備について、個人で申請することは可能か。	恐れ入りますが個人の方からの申請は出来かねますので、当該発電所からの電気を買い取っている小売電気事業者様より申請いただき、小売電気事業者様より設備 ID を入手ください。	2026/3/4 追加
131.	電力量認定申請（通常）	電力量認定申請	試運転期間中の認定方法を教えてほしい	試運転期間についても通常の認定プロセスと違いはありません。下記資料のフローに沿って判断ください。 https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf	2026/3/4 追加
132.	電力量認定申請（通常）	電力量認定の再申請	一度認定 NG となった設備を再度申請したいが「既に申請されている設備です」と表示されバリデーションエラーになるため、対処法を教えていただきたい。	認定 NG となった設備を再申請する場合は、一度認定 NG となった申請を削除する必要があります。 事務局にて申請を削除しますので、申請番号と設備 ID を事務局までご連絡ください。	2026/3/4 追加
133.	電力量認定申請（通常）	認定完了後修正	既に認定電力量認定が完了している設備について、申請区分を「小売電気業者」から「特定卸供給事業者」に変更することは可能か。	非化石価値取引システムで譲渡や証書化などの口座処理を実施していない場合は、申請区分を変えての申請し直しが可能です。ただし、特定卸供給事業者として電気と環境価値をセットで調達した電源に限ります。 申請し直しを希望される場合には、対象申請番号・対象発電月・（特定設備のみを再申請される場合には）対象の設備 ID／受電地点特定番号を明記の上、メールにて取り下げ（削除）依頼を事務局までご連絡ください	2026/3/4 追加
134.	電力量認定申請（通常）	認定後の TSO データ修正	認定完了後に、送配電から連携された買取量データについてデータに誤りがあったと送配電から正値データを受領した場合、再度申請は不要でしょうか。	認定後に電力量データに修正が入った場合、各申請事業者様より訂正のご連絡を頂いております故、再度申請をお願いいたします。 具体的には、対象となる「申請番号」「受電地点特定番号／設備 ID」「変更前の電力量」「変更後の電力量」をメールにて連絡ください。	
135.	電力量認定申請（通常）	発電実績なしの場合	月単位で発電量がない（送電停止）場合、電力量申請は不要でよろしいでしょうか。	実施いただく必要はございません。	

136.	電力量認定申請（通常）	発電所の区分	弊社の発電所の区分（高圧大口、高圧小口等）が分かりませんが、事務局にてわかりますでしょうか。	事業者様が登録されている区分に関しましては、幣事務局ではわかりません。 お手数ですが TSO（一般送配電事業者）様へ直接お問い合わせいただけますでしょうか。対象月を確認する目的であれば、下記 URL に記載があるよくある問い合わせ Q2 をご確認ください。 (https://www.biprogy.com/solution/other/non_fit.html)	2026/3/4 追加
137.	電力量認定申請（通常）	バリデーションチェックエラー 受電地点・設備 ID の重複	受電地点特定番号も設備 ID も重複している場合の電力量申請方法についてご教示ください。	同一受電地点番号・同一設備 ID の場合は、対象月内の電力量を合算して 1 行で入力ください。	
138.	電力量認定申請（通常）	バリデーションチェックエラー時の再申請方法	電力量認定申請を行いましたが、バリデーションチェックエラーとなりました。 「申請書書式チェック結果」のリンクからエラー内容を確認しましたが、どのように再アップロードすればよいでしょうか。	バリデーションチェックエラー時の再提出方法につきましては、 以下資料を確認いただき、「電力量認定申請変更画面」の「参照」ボタンより再アップロードください。 ■事業者様向け操作ガイド - 「4.7.1　電力量認定申請登録」 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf >	
139.	電力量認定申請（通常）	リパワリング	運開 15 年超過後のリパワリング設備は今まで同様、既存設備 ID とリパワリング部分の設備 ID 分けて申請するのでしょうか。	分けて申請しても既存設備とまとめて申請しても問題ございません。 もし設備 ID の廃止、まとめて申請されたい場合には、事業者説明資料および操作ガイドに従ってご希望のお手続きを実施ください。 https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide	2026/3/4 追加
140.	電力量認定申請（通常）	月間発電量	弊社発電所で発電した電気は小売電気事業者へ売電しているのですが、電力量申請書中の月間発電量は、小売電気事業者へ売電した量を記載するのでしょうか。それとも、発電所の発電量を記載するのでしょうか。 小売電気事業者へ売電している量は、発電量から所内電力量を差し引いた量となります。	非 FIT 非化石証書認定におきましては、系統へ流れた電力量を対象としております。事務局では TSO（一般送配電事業者）からの実績値をもとに電力量の認定を行っておりますので、TSO より通知をされる「仕訳後の電力量のお知らせ」に記載されている値を申請ください。	
141.	電力量認定申請（通常）	月間発電量	FIT 認定施設の場合、電力量申請書中の月間発電量については、FIT 分も含めて記載するのでしょうか。	FIT 認定中の非 FIT 非化石分の申請につきましては、FIT 分を除いた非 FIT 分の月間発電量を申請ください。	
142.	電力量認定申請（通常）	再エネ指定有／無	非 FIT 非化石証書のうち、「再エネ指定」有と無を選択できる電源について、発電事業側での再エネ指定有か無の選択の際に何か明確な基準等はあるのでしょうか。	「再エネ指定」有と無を選択できる電源は、事業者さまのご判断にて有無の選択が可能です。	

143.	電力量認定申請（通常）	再エネ指定有／無	「再エネ指定無し」を選択した場合、「再エネ指定無しの非 FIT 非化石証書」となるものなのでしょうか。 証書として、口座に登録されるのでしょうか。	ご認識の通りです。非 FIT 非化石（再エネ指定無し）の認定量として JEPX 様の口座に反映されます。	
144.	電力量認定申請（通常）	対象設備の出力	非 FIT 非化石電源認定の対象に大型水力が含まれるとのことですが、出力は何 kW 以上が対象でしょうか。	出力に関わらず、非 FIT であるものは認定対象となります。 なお、設備区分の内訳につきましては、事業者説明資料をご確認ください。 ■非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf > -「設備区分について」	
145.	電力量認定申請（通常）	対象年月	対象年月は申請対象とする電気が発生した月でよろしいでしょうか。 どのように対象月の判定をすればよいか教えてください。	対象月は、エリア、区分（特高・高圧大口、高圧小口、 低圧）ごとに設定いたします。詳細は以下の説明資料をご参照ください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf >「電力量認定申請 – 対象年月判定について」 なお、「仕訳後の電力量のお知らせ」内にある「対象期間_終了」に記述されている年月日の翌営業日が検針日となります。実際の発電期間によらず、検針日によって対象年月をご判断願います。	
146.	電力量認定申請（通常）	報告年月	電力量申請書 F 列の報告年月は申請させていただく月を記載するので良いでしょうか。	報告年月は申請いただく月となり、原則、対象年月（発電年月）の 2 か月後を記載いただいております。	

電力量認定申請（バイオマス）

147.	電力量認定申請（バイオマス）	FIT/非 FIT 混焼設備の認定	同じ設備で FIT と非 FIT が混焼されている場合は、非 FIT 分は認定可能でしょうか。	FIT で上限があり、それ以外のバイオマス分がある場合は、非 FIT 認定可能です（FIT と並行して認定を実施できます）。	2026/3/4 追加
148.	電力量認定申請（バイオマス）	FIT 上限超過分の申請	FIT 調達上限比率を超えて分の認定を受ける場合、値についてどのように貴社へお伝えすればよいでしょうか。	FIT 認定超過分を非 FIT で申請される場合は、申請月毎に下記証跡のご提出と併せて申請を実施ください。 ・FIT での買取（認定）比率が客観的かつ明確に確認可能な証跡（資源エネルギー庁又は TSO（一般送配電事業者）等公的機関発行のもの） ・FIT 買取分を含む当該設備における燃料区分ごとの比率と、その算出根拠（サンプリング結果、計算過程等） ・上記 2 点をもとに算出した FIT 買取分を除いた後の燃料区分ごとの比率 （=非 FIT 側へ申請頂く比率である認識ですので、ポータルサイトの"バイオマス等燃料比率情報"欄へも入力ください）	2026/3/4 追加
149.	電力量認定申請（バイオマス）	相対取引	発電事業者が電力量認定申請を受けた後、小売電気事業者と相対取引を行う場合の手続方法をご教示願います。	非 FIT 非化石証書を相対取引される場合、非化石価値取引システムにて、発電事業者様からのみ対応をお願い致します。 詳細につきましては、JEPX 様から提示されております下記資料(P.21 以降)をご確認ください。 ■ https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/Guide_NF.pdf?timestamp=1738914430390	2025/4/7 修正
150.	電力量認定申請（バイオマス）	一般廃棄物処理施設のバイオマス比率	一般廃棄物処理施設（一般廃棄物（プラスチック類含む）の場合で、助燃剤での発電が無い施設においても、バイオマス比率計算例の"バイオマス比率計算　例 2（使用量比ベースで比率計算する場合）"シートを参考にバイオマス比率を計算するという理解で宜しいでしょうか。	電力量申請書にて、再エネ指定「有」を選択された場合には、バイオマス比率計算例「例 2（使用量比ベースで比率計算する場合）」シートを基に比率を算出ください。	
151.	電力量認定申請（バイオマス）	再エネ指定有無区分の変更	再エネ指定有無区分を誤って『無』にしてしまった分があるが、事後的に修正して『有』にすることは可能でしょうか。	認定された証書について、証書化・移転等していない場合は対応可能ですので、申請番号と設備 ID を事務局までご連絡ください	2026/3/4 追加

152.	電力量認定申請（バイオマス）	使用燃料の変更	弊社のバイオマス発電所について、既に非 FIT 非化石電源認定を受けておりますが、今後使用燃料の追加を検討しています。今後新たに使用燃料を使用する場合、電力量認定を継続して受けるために変更届等どのような手続きが必要か、ご教示頂けないでしょうか。	使用燃料が変更となる場合には、当該設備の申請計画使用燃料一覧を変更後の燃料を反映させ再度ご提出ください。 また、TSO（一般送配電事業者）から受領する仕訳後の電力量のお知らせに、当該電力量が加算される場合は、認定申請時に計上していただくとともに、追加燃料を含めたバイオマス比率を提出していただく必要がございます。	2026/3/4 修正
153.	電力量認定申請（バイオマス）	新規燃料を使用する際の手続き	バイオマス発電において新規燃料を使用する場合の手続きについて教えていただきたい。	新規燃料が認定可能な燃料の場合は、「申請計画使用燃料一覧」に新規燃料を記載し、事務局まで再度ご提出ください。提出後に事務局にて内容を確認させていただき、問題なければ認定審査を実施させていただきます	2026/3/4 追加
154.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	設備 ID が未取得の場合、申請計画使用燃料一覧の対象設備 ID の欄は未記入で問題ございませんでしょうか。	設備 ID が未取得の場合、設備 ID は空欄で問題ございません。	
155.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	申請計画使用燃料一覧は、初回の電力量申請時のみ提出すれば良いのでしょうか。 それとも、毎月の添付資料は、バイオマス比率計算書および申請計画使用燃料一覧でしょうか。	申請計画使用燃料一覧は燃料区分が変わらない限り初回のみのご提出で問題ございません。 ただし、使用する燃料に変更があった場合、変更のあった燃料を反映させた申請計画使用燃料一覧を再度ご提出ください。 バイオマス比率計算およびサンプリング等の組成分析は、必要に応じて毎月報告ください。	2026/3/4 修正
156.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	申請計画使用燃料一覧と実際の発電実績の燃料に差異がある場合は申請計画使用燃料一覧を再提出する必要がありますか。	申請計画使用燃料一覧に記載されていない燃料の使用がある場合は、正しい内容にて記載の上、改めて申請計画使用燃料一覧をご提出ください。 なお、再提出の際はポータルサイトへ差し替え頂いた後に事務局までご連絡をいただくか、または当事務局宛に当該ファイルをお送りいただけますと幸いです（その場合は事務局にて内容確認後に差し替えいたします）。	2026/3/4 追加
157.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	「申請計画使用燃料一覧」について、電源登録申請時には実績がないのですが、使用予定の燃料を記載することで問題ないでしょうか。	発電実績がない設備の場合の申請計画使用燃料一覧は、見込みの計画値でご提出ください。使用燃料区分の変更や増減があった場合には、再提出をお願いいたします。	2026/3/4 追加

158.	電力量認定申請（バイオマス）	申請書類	バイオマス設備における電力量認定申請時に係る提出書類について教えてください。	バイオマス設備については、通常の電力量認定申請書に加えて、サンプリング証跡・バイオマス比率計算書（算出根拠）・持続可能性等の証明の提出が必要です。 ※卒 FIT、FIT、RPS 設備といった非 FIT 電源登録が不要な設備については、電力量認定申請書、バイオマス比率計算書に加えて、申請計画使用燃料一覧の提出を初回の電力量認定申請時にお願いいたします。 各書類はて提出を省略できるケースもありますので、詳細は以下資料をご覧ください https://www.biprogy.com/solution/uploads/3_nonfit-nintei_biomass.pdf	2026/3/4 修正
159.	電力量認定申請（バイオマス）	電源登録不要の場合の申請計画使用燃料一覧の提出	”申請計画使用燃料一覧”を提出させていただきます。 FIT 期間中で電源登録が不要ということもあり、 ポータルサイトでのアップロードの仕方がわからなかったのですが、提出方法をご教示願います。	電力量認定申請を実施頂いたのち、申請計画使用燃料一覧の提出が必要な設備を選択いただき、当該画面からアップロード可能となります。 詳しい操作手順は以下を参照ください。 ■事業者様向け操作ガイド 3.3.3. バイオマス設備等の添付資料をアップロードする < https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf >	
160.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス設備の認定量	バイオマス設備の場合、電力量認定申請時にバイオマスの燃料区分に応じた非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、非 FIT 非化石証書（指定無し）の扱いはどのようになるのでしょうか。	電力量認定申請時に再エネ指定有で指定した場合、電力量のバイオマス比率に応じて、次のような扱いとなります。 ・燃料区分 Z・F 以外（バイオマス燃料）：非 FIT 非化石証書（再エネ指定有）※ （※再エネ指定無しで申請した場合は、非 FIT 非化石証書（指定無し）の扱い） ・燃料区分 Z（廃棄プラスチック等）：非 FIT 非化石証書（指定無し） ・燃料区分 F（その他（助燃剤等））：化石燃料のため認定対象外	
161.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス設備の認定量	一般廃棄物を燃料とするバイオマス設備において、バイオマス分と非バイオマス分の燃料が存在し、バイオマス分については再エネ指定有で申請したい。 その場合、電力量認定申請書の再エネ指定有／無区分に「有」として申請すれば、バイオマス比率によって区分けされた再エネ指定有／無それぞれの電力量が事務局より通知されるのでしょうか。	ご認識の通りです。 電力量申請書にて再エネ指定「有」を選択された場合には、事務局にてバイオマス比率計算書を基に再エネ指定有／無それぞれの認定量を計算いたします。 （再エネ「無」を選択された場合には、化石燃料比率以外を全量再エネ無にて認定いたします）	

162.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計算書のアップロード方法	バイオマス比率計算書のアップロード方法を教えてほしい。	ポータルサイトではまず電力量申請書を提出いただいた後、バイオマス比率計算書をアップロードできるようになります。 詳しい操作手順は以下を参照ください。 ■事業者様向け操作ガイド 3.3.3. バイオマス設備等の添付資料をアップロードする < https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf > ※電力量認定申請取扱状況が「バリデーションチェック中」の場合は、「申請受付済」のステータスに進みましたら、改めて当該バイオマス設備の資料をアップロードください。	
163.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計算書の要否	バイオマス設備において、化石燃料が含まれておらず、バイオマス分と非バイオマス分（燃料区分 Z）とに分かれている場合、再エネ指定「有」と認定したい場合は、毎月バイオマス比率計算書の提出は必要という理解で相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。当該ケースにおいて再エネ「有」を選択される場合には、バイオマス比率計算書および、サンプリング等の証跡資料をご提出ください。（提出いただいたバイオマス比率計算書のバイオマス比率を元に非化石証書（再エネ指定）、非化石証書（指定無し）の電力量認定を行います。） 化石燃料を使用されていないことを前提に、再エネ「無」を選択される場合には上記資料の提出は不要です。（全て非化石証書（再エネ無し）で認定されます。）	
164.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計測の頻度	弊社のバイオマス発電所ではバイオマス比率の測定を行っていない月があり、電力量申請をする際、その月だけはバイオマス比率計算書を提出できません。 バイオマス比率計算書を提出できない以上は全量再エネ指定なしで認定申請を出すべきと考えておりますが、この認識であっていますでしょうか。	化石燃料を使用されている場合には、再エネ指定有／無に関わらずバイオマス比率計算書/サンプリング等の証跡資料を必ず提出頂く必要がございます。 化石燃料を使用されていない場合は、ご認識の通り全量再エネ指定無で申請していただくことが可能です。 詳細につきましてはバイオマス説明資料をご確認ください。 < https://www.biprogy.com/solution/uploads/3_nonfit-nintei_biomass.pdf >	
165.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計測の頻度	バイオマス設備で 3 か月に 1 回のサンプリング計測を行っておりますが、年 4 回の計測値を月平均で算出してバイオマス比率計算書に反映させる事は可能でしょうか。 それともやはり毎月計測が必須になるのでしょうか。	バイオマス設備の非 FIT 非化石認定では、毎月の電力量申請ごとにサンプリング分析結果等の証跡提出が必要であり、原則、平均値での申請は認定しかねます。 なお、下記バイオマス説明資料（バイオマス比率計算書を提出しなくてよい場合）に記載の場合におきましては、証跡資料のご提出は必要ございません。 バイオマス設備に関する電力量認定申請方法について < https://www.biprogy.com/solution/uploads/3_nonfit-nintei_biomass.pdf >	

166.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率算出根拠	毎月の電力量認定申請（再エネ指定有、無混合のバイオマス発電所）においては、「バイオマス比率計算書」及び「算出根拠」を証跡として添付する認識ですが、「算出根拠」とは、ゴミ分析の報告書で宜しいでしょうか。	「算出根拠」は低位発熱量と水分量および使用量比率が記載されたゴミ分析の報告書をご提出ください。ただし、事務局にて内容確認の上、追加で資料の提出をお願いする場合もございますので、ご了承ください。 ※一般廃棄物バイオマス設備の場合には、低位発熱量は当事務局提示の値を使用可。	
167.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率の記載方法	FIT 認定設備のバイオマス比率は、FIT 分も含めて記載し、添付するバイオマス比率計算を基に貴社にて非 FIT 非化石証書分を按分する認識で問題ないでしょうか。	FIT 認定中の設備に添付するバイオマス比率計算書は、FIT 分を除いた、非 FIT/化石燃料で合計 100%となるよう、比率を記載ください。 バイオマス比率計算書をもとに、事務局にて認定量を計算いたします。	
168.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率の記載方法	一般廃棄物処理施設（一般廃棄物（プラスチック類含む）の場合で、助燃剤での発電が無い場合、バイオマス比率計算例の"バイオマス比率計算　例 2（使用量比ベースで比率計算する場合）"シートの燃料区分 F の割合は、0%と入力することでよろしいでしょうか。	助燃剤での発電がない場合、ご認識の通りです。	
169.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率の端数の取り扱い	燃料区分ごとの低位発熱量を全体の低位発熱量で除した際に バイオマス比率にて端数が発生した場合の取扱について教えてください。	燃料区分の比率は、小数点第 4 位を四捨五入した小数点第三位までの値にて記載ください。 四捨五入により合計のバイオマス比率が 100%に満たない場合は、化石分、非化石再エネ指定無の順で端数を加算し、一方で 100%を超える場合は非化石再エネ指定有、非化石再エネ指定無の順で減算しております。	
170.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率の計算方法	廃棄プラスチック等のバイオマス比率の計算方法を教えてください。	バイオマス比率の計算方法は FIT 制度に倣って行うものと整理しております。 廃棄プラスチック等については、環境省の以下のページに、FIT 制度ガイドラインがありますので、それを確認し、計算下さい。 （FIT 認定分と化石燃料分を除いたものとなるかと存じます） ●再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度） ガイドブック（概要、Ｑ＆Ａ，留意事項） (http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html) ガイドラインの P.48,49 に FIT 制度のバイオマス比率算定方法の計算式があります。 ゴミ燃焼分から、廃棄物中のプラスチック類の燃焼分を引いてバイオマス比率を算定されていますが、以下の式で、ごみ成分のなかのプラスチック類の比率が計算できます。 （Hl－Hlb）／（Hl　＋　Hf× f ）	

171.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計算例の記載箇所	バイオマス比率計算例の"バイオマス比率計算　例２（使用量比ベースで比率計算する場合）"シートの低位発熱量（Hu）の値（助燃用を除く C8~C12 セル）は固定という理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、燃料別に低位発熱量を計測されている場合には、分析結果を基に低位発熱量を記載ください。 助燃剤を使用された場合には、低位発熱量は分析値を用いてください。	
172.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計算書の書式	バイオマス比率計算書の書式は決まっているのでしょうか。	申請計画使用燃料一覧および、バイオマス比率計算例のフォーマットはそれぞれ下記ページ【バイオマス設備について】にございます。 < https://www.biprogy.com/solution/other/non_fit.html >	
173.	電力量認定申請（バイオマス）	バイオマス比率計算書の要否	バイオマス設備の電力量認定申請時には、毎月バイオマス比率計算書の提出が必要でしょうか。	バイオマス設備については原則毎月サンプリングしてバイオマス比率計算書及びその根拠となる資料を電力量認定申請時に提出いただく必要がございます。 ただし、「申請計画使用燃料一覧」を提出していることを前提に、以下の場合はバイオマス比率計算書を提出いただく必要はございません。 １．化石燃料が燃料に含まれることがなく、使用燃料がバイオマス燃料（燃料区分 Z 以外）のみ場合 ２．化石燃料が燃料に含まれることがなく、使用燃料にバイオマス燃料以外（燃料区分 Z）が含まれる場合において、再エネ指定を全量「無」とする場合 詳細は以下の資料をご確認ください。 ■バイオマス設備に関する電力量認定申請方法について < https://www.biprogy.com/solution/uploads/3_nonfit-nintei_biomass.pdf >	
174.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	バイオマス設備の登録には「申請計画使用燃料一覧」が必要ですか。	全てのバイオマス設備の申請について、申請計画使用燃料一覧のご提出は必須となっております。 卒 FIT、FIT、RPS 設備といった設備 ID を既にお持ちの場合については、初回の電力量認定申請時にご提出ください。それ以外の非 FIT にて電源登録が必要な設備の場合は、電源登録時にご提出ください。	
175.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	バイオマスの実績比率が「申請計画使用燃料一覧」で申請したバイオマス比率を超える場合、非化石電力量の認定がされない等はありますか。	バイオマスの実績比率については、毎月提出いただく「電力量認定申請書」と「バイオマス比率計算書」によって確認を行います。 「申請計画使用燃料一覧」に記載したバイオマス比率と、バイオマス実績比率との間に乖離があったとしても、毎月の電力量認定への影響はございません。 ただし、申請計画使用燃料一覧にて記載されていない燃料を使用されている場合はその限りではございません。	

176.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	FIT 期間中のバイオマス発電設備の申請計画使用燃料一覧の記載方法について教えてください。	申請計画書使用燃料一覧におきましては、設備全体の燃料区分を把握させていただきますので、FIT 分を含めて記載ください。 毎月提出いただくバイオマス比率計算書においては FIT 分を除き非 FIT 分のみを考慮して（非 FIT 分で 100％として）提出ください。	
177.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	申請計画使用燃料一覧に記載するバイオマス比率は、FIT 設備認定時の比率を記載するのでしょうか。又は該当月の実績を記載するのでしょうか。 （試運転時の電力量の為、差が大きい） 弊社はバイオマスにて設備認定を受けており、化石燃料は起動、停止時の助燃材以外使用しません。	申請計画使用燃料一覧は、当該発電設備の燃料区分および比率を把握させていただくために利用いたしますので、直近一年間のバイオマス比率の平均値をご記入ください。 なお、試運転によりバイオマス比率の計測が出来ていない場合、実際に運転が開始しましたら、初月のバイオマス比率を記載した使用燃料一覧を再度ご提出ください。 化石燃料を起動停止時以外使用されていない場合はその旨も記載し、押印の上、ご提出ください。	
178.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	「申請計画使用燃料一覧」に記載するバイオマス比率は、過去の年間実績で問題ありませんでしょうか。	発電実績がある場合は直近一年間のバイオマス比率の平均値をご提出ください。 発電実績がない設備の場合の申請計画使用燃料一覧は、見込みの計画値でご提出ください。 使用燃料区分の変更や増減があった場合には、再提出願います。	
179.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	初回に添付する「申請計画使用燃料一覧」には、「算出根拠」の添付は必要ないでしょうか。	必要ございません。	
180.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧	申請計画使用燃料一覧の押印欄につきまして市長印/社長印が必要でしょうか。または担当責任者の印でも構わないでしょうか。	担当責任者の押印で問題ございません。	
181.	電力量認定申請（バイオマス）	申請計画使用燃料一覧の押印	バイオマス設備を所有しているため、電源登録の際、申請計画使用燃料一覧を提出する予定です。 フォーマットに「印」の文字がありますが、印鑑が必要との認識でよろしいでしょうか。　またその場合、提出は PDF 形式でよろしいでしょうか。	捺印をお願いいたします。押印後 PDF でご提出下さい。	

非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト

182.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	アカウントのロック解除	ログインパスワードを規定回数間違い、アカウントがロックされました。	事務局にてロックを解除いたしますのでご連絡ください。 なお、以後はパスワードを複数回入力してもログインできない場合は、ログイン画面より「パスワードのリセット」を実施ください。 ■事業者様向け操作ガイド 「3 目的別の操作の流れ」-「3.1.6. パスワードを失念したためパスワードの再発行をしたい」<https://www.biprogy.com/solution/uploads/5_nonfit-nintei_portalguide.pdf >	
183.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	パスワード再設定メールが届かない場合	ポータルサイトにログインする際に、パスワードが分からなくなってしまいました。 ログインの画面上にある「パスワードをリセット」を押下したのですが、その後何もメールが届きません。	パスワードリセットのご案内を再送しますので、事務局までご連絡ください。 なお、本ポータルサイトからの自動送信メールは 「non_fit_no_reply@biprogy.com」よりお送りしております。 メールを受信されていない場合は、当該アドレスからのメールを受信できるよう設定ください。	
184.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	パスワードの文字数制限	設定するパスワードに文字数制限はございますか。	ログイン画面におけるパスワードの入力は「16 桁まで」とさせていただいております。 設定するパスワードは 16 桁以内でご対応お願い致します。	
185.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	ファイルがアップロードできない	新ポータルサイトでのボタンをクリックしても反応しない、アップロードしたはずのファイルが画面上に表示されません。	ご使用いただいているブラウザおよびバージョンが原因の可能性がございます。 本ポータルサイトは Google Chrome 以外の Web ブラウザでは動作を保証しておらず、ご利用ブラウザは Google Chrome、バージョンは 88 以上でお願いいたします。	
186.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	利用可能時間	新ポータルサイトにアクセスすると以下のメッセージが表示されました。 対処方法を教えてください。 Error 403 - Forbidden The web app you have attempted to reach has blocked your access.	本システムの利用可能時間は平日の 8:00～20：00（毎週水曜日はメンテナンスのため 17:30 まで）とさせていただいており、土日祝日は利用いただけません。	
187.	非 FIT 非化石電源認定申請ポータルサイト	ログイン時の法人番号	非 FIT 非化石電源認定　新ポータルサイトのログイン画面上の法人番号は、何を入力すればよいか教えてください。	以下の国税庁法人番号公表サイトに登録されている、申請事業者様の法人番号を入力ください。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/	

JEPX（非化石価値取引）					
188.	JEPX（非化石価値取引）	JEPX 会員	非化石証書を取引するにあたって、JEPX 会員になる必要がありますか。	電事法上の発電事業者、特定卸供給事業者、小売電気事業者は、相対取引/取引所取引どちらの場合にも、JEPX 非化石価値取引会員になる必要がございます。	2024/3/25 修正
189.	JEPX（非化石価値取引）	JEPX 会員	発電事業者ライセンスを保有していない発電者（事業者）は、JEPX 会員になる必要がありますか。	JEPX 会員になる必要はありません。ただし発電者又は特定卸供給事業者需要家間の直接取引を実施する場合等、ライセンスを保有しない発電者自身が非 FIT 非化石電源に係る認定申請およびその後の取引当事者となることが必須の場合には会員となる必要があります。	2025/4/7 修正
190.	JEPX（非化石価値取引）	口座開設の有無	認定量が JPEX の非化石証書口座に反映されるとなっておりますが、弊社にて JEPX の口座開設作業は必要無いのでしょうか。	JEPX 口座を所有するためには、JEPX 非化石価値取引会員になる必要がございます。	2024/3/25 修正
191.	JEPX（非化石価値取引）	証書の口座反映時期	1 月、2 月の非化石価値の認定が通常よりも 1 ヶ月長くかかるのは何故でしょうか。	1 月分、2 月分については、証書の年度が切り替わるものであるため、JEPX の口座上で、今年で言うと 24 年分と、25 年分が同時に存在することになります。そうすると事業者の管理が複雑となり、証書化のミスにつながることもあるため、JEPX 様の口座に反映するのは、前年分の証書化期限が終了した後に、次年度分を口座に入れるという運用になっております。	2026/3/4 追加
192.	JEPX（非化石価値取引）	電力量認定	発電事業者と需要家が同一法人の場合、非化石価値取引にともなうＪＥＰＸ取引口座開設は当該法人分の１口座の開設で良いか。	1 口座で問題ございません。	2026/3/4 追加
193.	JEPX（非化石価値取引）	認定に係る費用	事業者の費用負担はどのようになりますか。	非 FIT 非化石電源認定事務局に対して、現時点では非 FIT 認定に伴う費用負担は発生しません JEPX 様に関連する費用負担については、JEPX 様にて定める「非化石価値取引会員規程」を確認ください。 ■JEPX　取引概要< https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/ >	
194.	JEPX（非化石価値取引）	非化石価値取引会員退会に関する制約	非化石価値取引会員の退会にあたっての制約（最低 1 年は会員になる必要がある）等はありますか。	弊事務局は非 FIT 非化石認定に係る手続きを行う事務局ですので、非化石価値取引会員についての制約・規則等は JEPX 様へお問い合わせいただけますと幸いです。	2026/3/4 追加